別表第2-2 評価基準(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定	
			計価事項	ВС	7
1 保育に従	(1) 保育に従事する者の数 0歳児 3人につき1人以上 1、2歳児 6人につき1人以上 3歳児 20人につき1人以上 4歳児以上 30人につき1人以上	保育従事者の必要数の算出 a 調査日の属する月を基準月とし、月 極利用の契約入所児童数による必要 数を満たしているか。	・ 月極契約入所児童数に対して 保育従事者が不足している。	0)
事する者の数及び資格	(考え方) 保育従事者の必要数及び有資格者数 は常勤職員により算定する。 常勤職員に代えて短時間勤務(アルバ イトがパート)の職員を充てる場合にあっ ては、総勤務時間数を常勤職員に換算す ること。 どの時間帯においても、在籍児童数に見 合った必要な保育従事者数が配置され ていることが必要。	b 調査日に時間預かり(一時預かり) がある場合は、月極契約児童数に時間預かりの数を加えた児童数による 必要数を満たしているか。	・ 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対して保育従事者が不足している。	0	
	※ 常勤職員;1日6時間以上で月20日 以上、又は月120時間以上勤務の者	c 常時、複数の保育従事者が配置されているか。 ※ 必要数の算出は年齢別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、その合計の端数(小数点1桁)を四捨五入する。 ※ 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。)
	(2) 保育に従事する者の有資格者の数 [考え方] ここでいう有資格者は、保育士(国 家戦略特別区域法第12条の5第5項 に規定する事業実施区域内にある施設 に規定する事業実施区域内にある施設 にあっては、保育士又は当該事業実施 区域に係る国家戦略特別区域限定保育 士。以下同じ。)又は看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者をい う。 ※指導基準第1の調査事項3により評価を行う場合は、本項目は適用しない。		月極契約入所児童数に対する 保育従事者数について、有資格者 が不足している。 月極契約入所児童数に時間預 かりの数を加えた入所児童数に 対する保育従事者数について、	0)
	(3)国家戦略特別区域法第8条第7項の 内閣総理大臣の認定を受けた国家戦 略特別区域内に所在する施設における 指導基準第1の調査事項2に係る特例	a 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。 b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。 c 保育士の資格を有する者を1人以上配置しているか。	本の国籍を有しない者をいう。 以下同じ。)ではない。または 、現に保育する乳幼児のおおむ ね半数以上が外国人ではない。 ・ 外国の保育資格を有する者そ の他外国人である乳幼児の保	0)

114 >34			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判 B	定 C
	(4) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母 、保父等これに紛らわしい名称で 使用していないか。	・ 左記の事項につき、違反がある。	В	0
		b 国家戦略特別区域限定保育士が、 その業務に関して国家戦略特別区域 限定保育士の名称を表示するときに 、その資格を得た事業実施区域を明 示し、当該事業実施区域以外の区域 を表示していないか。	・ 左記の事項につき、違反があ る。	0	
2 保育室等の構	(1) 保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積:当該保育施設において、 保育室専用として使用している部屋の 面積。調理室や便所、浴室等、保育室 以外の部屋及び区画は含まない。	保育室の面積は、児童が実際に使用できる面積(ロッカー等が置いてある場合は、その分の面積は除く)とし、入所児童1人当たりおおむね1.65㎡以上確保されているか。 a 調査日現在の月極契約入所児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している。		0
造・設備及び		b 時間預かり(一時預かり)がある 場合は、月極契約入所児童数に時間 預かりの数を加えた入所児童数につ いての1人当たりの面積	・ 不足している。	0	
面積		c 調査時点での在籍児童数について の1人当たりの面積	・ 不足している。	0	
	(2) 調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家 庭からの弁当の持参を行っている場合 等は、加熱、保存、配膳等のために必 要な調理機能を有していること。	a 調理室(施設外調理等の場合は必要な調理機能を含む。)は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。調理室の施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。(ただし、施設外調理等の場合に必要とされる調理機能については、施設外共同使用は認めない。) ※ 特に支障がない場合共同使用であっても衛生上問題なく、使用に当たり大きな制限がないかどうか。	・ 調理室(施設外調理等の場合は必要な調理機能)がない。 ・ 調理室(必要な調理機能を含む。)が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることが変にないよう区画等されている状態にない。 ・ 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 ・ 衛生的な状態が保たれていない。	0	0 0
	(3) 乳児(おおむね1歳未満児)と 幼児の保育場所とが区画されかつ 安全性の確保	a おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であること望ましいいが、部屋を別にできない場合は幼児が容易に乳児の保育場所へ立ち入れないよう区画されているか。(べ	区画されていない。(別の部屋でない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。)		0
		ビーフェンス、ベビーベッド等による区画でも可)	・ 区画が不十分(ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。)	0	

Th /#			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判 B	定 C
2 保育室等の	(4) 保育室の採光及び換気の確保、 安全性の確保	a 採光が確保されているか。 ※ 原則として、保育室は1階以上に 設けること。	・ 窓等採光に有効な開口部がない。 い。 ※ 建築基準法第28条第1項及 び同法施行令第19条の規定(認 可保育所の保育室の採光)に準 じ、窓等採光に有効な開口部の 面積が床面積の5分の1以上で あること望ましい。	Б	0
構造・設備な			・ 採光が不十分	0	
及び面積		b 換気が確保されているか。	・ 窓等換気に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等 換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、 これに相当する換気設備があることが望ましい。 ・ 換気が不十分	0	0
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たって は、同一の乳幼児用ベッドに2人以 上の乳幼児を寝かせていないか。			0
	(5) 保育室に専用の手洗い設備の 設置	保育室には便所用とは別に保育室 専用の手洗い設備が設けられている とともに、衛生的に管理されている か。	ていない。	0	0
	(6) 便所 a 便所の有無	便所は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。			0
	b 便所に専用の手洗い設備の設置 便所と保育室及び調理室(調理設備 を含む。)との区画 便所の安全な使用の確保	(a) 便所には保育室用とは別に便所 専用の手洗い設備が設けられている とともに、衛生的に管理されている か。		0	0
			・ 手洗い設備が不衛生(十分に 清掃がなされていない、石けん がないなど)	0	
		(b) 児童が安全に使用するのに適当 なものであるか。	・ 児童専用の便所がない。 (便器のサイズ児童用)		0
		(c) 便所は保育室及び調理室と区画 され衛生上問題がないか。	便所が、保育室及び調理室と 区画されていない。便所が不衛生(十分に清掃が なされていない。)	0	0

D-335			評価基準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判	
2 保育室等の構造	c 便器の数	便器の数は大便器、小便器の合計とするが、少なくとも大便器はおおむね児童20人につき1個以上必要とする。 (a) 調査日現在の契約入所児童(満1歳以上)数による。 (b) 時間預かりがある場合は、その	· 契約入所児童数に対して便器 の数が不足	В	C
・設備及び面積		入所児童(満1歳以上)数を加算した数に対しても算出する。 ※ 必要便器数:幼児20人に1個以上。小数点以下第1位までを算出し、それを四捨五入した数	・ 時間預かりを含めた入所児童 数に対して便器の数が不足	0	
3 非	(1) a 消火用具の設置	(a) 機能が有効な消火用具が設置されているか。	・ 消火用具がない又は消火用具 の機能失効		0
常災害に対す		(b) 設置場所は火気使用場所のそば であり、かつ通行又は避難並びに 用具の性能に支障がないか。	• 設置場所不適	0	
する措置		(c) 職員全員が消火用具の設置場所 及びその使用方法を知っている か。	・ 消火用具の設置場所等につき 周知されていない。	0	
	b 非常口の設置	(a) 非常口は、火災等非常時に入所 児童の避難に有効な位置に、2か 所2方向で適切に設置されている か。	非常口が1か所のみ設置箇所不適		0 0
		※ 2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要になる。(出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。)保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保すること。	な退避用経路が確保されていな		0
		(b) 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げていないか。	・ 非常口の機能不備	0	
	(2) a 非常災害に対する具体的計画 (消防計画)の策定	(a) 具体的計画=消防計画が適正に 作成され届出が行われているか。 ※ 消防法上、収容人員(防火対象 物に出入し、勤務し、又は居住す る者の数をいう。建物全体で判断 する。)が30人以上の施設につ いては、作成及び届出の義務があ る。収容人員が30人未満の施設で あっても児童の安全確保の観点か ら、具体的計画(消防計画)を作成	 ・ 具体的計画(消防計画)を作成していない。(全施設対象) ・ 具体的計画(消防計画)の届出をしていない。(収容人員が30人以上の施設が対象) ・ 具体的計画(消防計画)の内容不備。 	0	0 0
		すること。 ※ 消防計画の内容に変更の必要が ある場合は、変更届の提出を行う ものとする。			

11.346			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判	
3 非常災害に		※ 感染症や非常災害時の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)について策定するよう努めること。		В	С
に対する措置		(b) 防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、収容人員が30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。収容人員が30人未満の施設であっても児童の安全確保の観点から、選任することが望ましい。			0
	b 避難消火等の訓練の毎月1回以上 の実施	(a) 訓練は毎月定期的に行われてい るか。	・ 訓練が1年以内に1回も実施 されていない。		0
		※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡 及び避難誘導等の実地訓練を原則と する。	〔避難消火訓練実施回数不足〕 ・ 年間実施回数6回以上12回	0	
		※ 震災に対する訓練も取り入れることが望ましい。	(30人以上の施設)	0	0
			(30人未満の施設)	0	
			〔保育室が4階以上にある施設〕 ・ 訓練が毎月1回以上実施されていない。		0
			ᆀᄷᅩᆉᇶᅮᆇ	0	
			・ 訓練内容不適 ・ 訓練記録が整備されていな	0	
			い。 ・ 訓練記録が不十分	0	

松灣			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判	
			п ш т Х	В	С
4 保育	(1) 保育室が2階の場合の条件	a 保育室、その他乳幼児が出入りし 又は通行する場所に、乳幼児の転落 事故を防止する設備を備えている か。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が不備である。	0	0
育室を2階以上に		b 耐火建築物若しくは準耐火建築物 又は乳幼児の避難に適した構造の施 設か。 ※ 保育室等の室内面の材質確認は、 外観では判別が難しいので、建築図	に規定する耐火建築物又は建築 基準法第2条第9号の3に規定 する準耐火建築物(同号口に該 当するものを除く。)ではな		0
設ける場合の条		面等での確認が望ましい。 c 乳幼児の避難に適した下記の構造 の施設又は設備が、それぞれ1以上 設けられているか。			0
件		(常用) ア 屋内階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項 に規定する構造の屋内避難階段又は 同条第3項に規定する構造の屋内特 別避難階段 イ 待選基準法第2条第7号の2に規 定する準耐火構造の屋外傾斜路又は これに準ずる設備 エ 屋外階段			
	₹	ト避上有効なバルコニーとは以下の要件 ① バルコニーの床は準耐火構造とす。 ② バルコニーは十分に外気に開放さ。 ③ バルコニーの各部分から2m以内に その部分に開口部がある場合は建築。 備とすること。 ④ 屋内からバルコニーに通じる出入 下端の床面からの高さは0.15m以下 ⑤ その階の保育室の面積の概ね1/ 又は空地に面していること。 なお、待避上有効なバルコニーは、め、建築基準法施行令第120条及び約 m以内に直通階段を設置しなければ	る。 れていること。 にある当該建築物の外壁は準耐火構 基準法第2条第9号の2口に規定する 口の戸の幅は0.75m以上、高さは1. とすること。 8以上の面積を有し、幅員3.5m以 、建築基準法上の直通階段には該当 第121条に基づき、原則として保育室	る防火設 8m以上 上の道路 しないた	

[J-125			評 価 基 準	
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定
4 保育	(2) 保育室が3階の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2 に規定する耐火建築物でない。 (準耐火建築物は不可)	ВС
育室を2階以上に設ける場合の条件		b 乳幼児の避難に適した下記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。(常用) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段内容第3項に規定する構造の屋内と解解的(避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段の「選集」とでは規定する構造の屋内避難階段の「企業等3項に規定する構造の屋内時別避難階段の「全業等3項に規定する構造の屋内特別避難階段の「全に規定する構造の屋内特別避難階段」に規定する構造の屋内といるでは、		0
		c 避難に適した構造の施設又は設備 が保育室の各部分からその一に至る 歩行距離が30m以内となるように 設けられているか。		0
	(2) 保育室が3階の場合の条件 (調理室がある場合)	は と で は で が で で で で で で で で で で で で で で で で	のうち。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室と建築第2条第7号に規定する特別では、	

			評 価 基 準	
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定
4 保育室	(2) 保育室が3階の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面 する部分の仕上げを不燃材料でし ているか。		ВС
を2階以上に		f 保育室その他乳幼児が出入りし、 又は通行する場所に、乳幼児の転 落事故を防止する設備が設けられ ているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	0
設ける場合の条件		g 非常警報器具又は非常警報設備及 び消防機関への通報設備(電話で 可)があるか。 ※ 非常警報器具;警鐘、携帯用拡声 器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備;非常ベル、自動式 サイレン、放送設備等のこと。		0
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性 のものについて防炎処理されている か。	左記hを満たしていない。 (防炎物品表示)	0
	(3) 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の 2に規定する耐火建築物でない。 (準耐火建築物は不可)	0
		b 乳切児の避難に 過避難に 過避難に 過避難に 過避難に 過避難に 過避難に 過避難に 過	難用)の施設又は設備がそれぞれ 1以上設けられていない。	
		c 避難に適した構造の施設又は設備 が保育室の各部分からその一に至る 歩行距離が30m以内となるように 設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は 設備が、保育室の各部分からそ の一に至る歩行距離の30m以 内に設けられていない。	0

,,,,,			評 価 基 準	
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(3) 保育室が4階以上の場合の条件 (調理室がある場合)	d 保育を対した。 ととという。 ととという。 とととという。 とととという。 ととという。 ととという。 ととという。 とととという。 ととという。 とととという。 ととという。 とととという。 ととという。 とという。 ととという。 という。	設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の建築主準大策2条床若し、以外の部等を対象を連進性機造の所行定を調理主要を建立、場別を表示を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	B C
	(3) 保育室が4階以上の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面 する部分の仕上げを不燃材料でして いるか。	・ 左記eを満たしていない。	0
		f 保育室その他乳幼児が出入りし、 又は通行する場所に、乳幼児の転落 事故を防止する設備が設けられてい るか。	転落防止設備がない。転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	0
		g 非常警報器具又は非常警報設備及 び消防機関への通報設備(電話で 可)があるか。 ※ 非常警報器具;警鐘、携帯用拡声 器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備;非常ベル、自動式 サイレン、放送設備等のこと。		0
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性 のものについて防炎処理されている か。		0

下來			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項		定
5 保育内容	(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた、適切 な保育が行われているか。	保育内容の工夫 a 乳幼児一人一人の心身の発育や 発達の状況を把握し、保育内容を工 夫しているか。	 左記b~dの事項を満たしていること。(実際の指導等は、b~dの事項について、それぞれ実施する。) 	В	С
		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a) 乳幼児の日々の生活リズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。	デイリープログラム等が作成 されていない。保育日誌が作成されていない。	0	0
		(b) 必要に応じ入所乳幼児に入浴又 は清拭をし、身体の清潔が保たれ	・ 汚れたときの処置が不適当	0	
		ているか。	・ 24時間保育で3日以上継続 入所児童に入浴・清拭がされ ていない。	0	
		(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児)週3回以下週4回以上6回未満	0	0
		(d) 外遊びなど、戸外で活動できる 環境が確保されているか。	・ 屋外遊戯の機会が適切に確保 されていない。(幼児) 週3回以下 週4回以上6回未満	0	0
			・・・テレビやビデオを見せ続けて	0	
		るなど、乳幼児への関わりが少ない 「放任的」な保育になっていないか。	いる。 ・ 一人一人の児童に対してきめ 細かくかつ相互応答的に関わっ ていない。	0	
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	 遊具が全くない。 遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等 	0	0
			・ 大型遊具を備える場合に、安 全性に問題がある。		0
	(2) 保育従事者の保育姿勢等 a 保育従事者の人間性と専門性の 向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考し保育 サービスを実施する者として、適 切な姿勢であること。特に、施設 の運営管理の任に当たる施設長に	努めていない。	0	
		ついては、その職責にかんがみ、 資質の向上、適格性の確保が求め られること。 (b) 保育所保育指針を理解する機会 を設けるなど、保育従事者の人間 性と専門性の向上を図るよう努め ているか。	・保育所保育指針の理解に努め	0	
	b 児童の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えること や、人格を辱めることがないよう、 乳幼児の人権に十分配慮がなされて いるか。	(例) しつけと称するか否かを問		0

110 126			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判	
5 保育内容	c 児童相談所等の専門的機関との 連携	入所乳幼児について、虐待等不適 切な養育が疑われる場合に、児童相 談所等の専門的機関と連携する等の 体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、 心身の発達に遅れが見られる場合、 社会的援助が必要な家庭状況である 場合等においても、専門的機関に対 し適切な連絡に努めること。		В	C
	(3) 保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、 その意向を考慮した保育の実施	(3歳児未満)(原則として連絡帳) (a) 連絡帳は毎日記入されているか。 ※ 連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。	連絡が行われていない。連絡帳が作成されていない。連絡状況が不十分	0	0
		(3歳以上児) (口頭連絡でも可) (b) 連絡事項のうち重要な事項は、 記録されているか。 ※ 保護者との連絡と同時に、保育者 間の連絡事項も記録し確実に引き継 ぐこと。	連絡が行われていない。連絡状況が不十分	0	0
	b 保護者との緊急時の連絡体制	(a) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・ 緊急連絡表が整備されていない。		0
	c 保育室の見学	(a) 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	・ 保護者等からの要望があった 場合に、乳幼児の安全確保、保 育の実施等に支障のない範囲で あっても、これらの要望に適切 に対応していない。	0	

₩.> ×			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判 B	定 C
6 給食	(1) 衛生管理の状況 a 調理室、調理、配膳、食器等の 適切な衛生管理	(a) 食器類やふきん、まな板、なべ 等は十分に殺菌したものを使用し ているか。 また、哺乳ビンは使用するごとに よく洗い、滅菌しているか。		ב	0
		(b) 調理室が清潔に保たれているか。(c) 調理方法が衛生的であるか。(d) 配膳が衛生的であるか。	調理室が汚れている。残飯等が放置されている。衛生的配慮が不十分	0	0
		(e) 食事時、食器類や哺乳ビンは、 児童や保育従事者の間で共用さ れていないか。	・ 共用されることがある。	0	
		(f) 原材料、調理済み食品(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食もよむ。)について腐敗、変質しない等適切な措置を講じているか。 ※集団給食(1回二十食程度未満の場合を除く。)の取扱いを開始するに管轄の保健所へ食品衛生法(昭和22年法を33名。(調理業務を委託する場合がある。)	な事項がある。		0
	(2) 食事内容等の状況 a 乳幼児の年齢や発達、健康状態 (アレルギー疾患等を含む。) 等に配 慮した食事内容	して実施しているか。	・ 配慮されていない。		0
		〔市販の弁当(仕出し弁当も含む)等 の場合〕 (c) 乳幼児に適した内容であるか。	・ 配慮されていない。		0
		(d) 乳児にミルクを与えた場合は、 ゲップをさせるなどの授乳後の処置 が行われているか。 また、離乳食摂取後の乳児について も食事後の状況に注意が払われてい るか。	乳児に対する配慮が適切に行われていない。		0
	b 献立に従った調理	(a) 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を 踏まえ変化のある献立により、一 定期間の献立表を作成し、この献 立に基づき調理がされているか。 ※ 仕出し弁当の場合は献立表をもら うこと。	・ 献立が作成されていない。 ・ 献立の内容が不適当 ・ 献立に従った調理が適切に 行われていない。	0 0	0

指導			評 価 基 準		
基準	調査事項	調査内容	評価事項	判 B	定 C
7 健康管理・	(1) 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の 健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者から乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・ 十分な観察が行われていない。・ 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	0	0
安全確保		b 降園の際、登園時と同様の健康 状態の観察が行われているか。 保護者へ乳幼児の状態を報告して いるか。	・ 十分な観察が行われていない。・ 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。		0
	(2) 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的 な発育チェックを毎月定期的に行っ ているか。	基本的な発育チェックを全く 行っていない。基本的な発育チェックを毎月 行っていない。	0	0
	(3) 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健 康診断を入所 (利用開始) 時及び 1年に2回、学校保健安全法に規 定する健康診断に準じて実施	a 入所(利用開始)時の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入 所(利用開始)時の健康診断はなる べく入所(利用開始)決定前に実施 し、未実施の場合は入所(利用開 始)後直ちに行っているか。	・ 入所(利用開始)時の健康診断が実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果(4か月以内に検診を受診しているものに限る。)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。		0
		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施) ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し(おおむね6か月以内の乳幼児健診の記録)の提出を受けること。	1年に1回しか実施していない。健康診断の未実施者がいる。	0 0	0
			緊急時に備えた保育施設付近 の病院関係の一覧が作成されて いない。職員への周知状況の不徹底等 対応が不十分	0	0
	(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1 年に1回実施しているか。	実施されていない。実施されているが未実施者がいる。	0	0
		b 調理、調乳に携わる職員には、月 1回検便を実施しているか。	・ 実施されていない。 ・ 月1回の検便が実施されてい る状況にない。	0	0
	(5) 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備 えられているか。 ※ 最低必要なもの:体温計、水まく ら、消毒薬、絆創膏類	左記の最低必要な医薬品、医療品がない。整備内容が不十分	0	0
	(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。		0

114 >36			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項		定
7 健康管理・安全確保		b 再登園時には、かかりつけ医との やりとりを記載した書面等の提出な どについて、保護者の理解と協力を 求めているか。	・ 治癒の判断をもっぱら保護者 に委ねている。	<u>B</u>	C
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハン カチなどは、一人一人のものが準備 されているか。	・ 対応が適切でない。	0	
	(7) 乳幼児突然死症候群に対する 注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・ 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。		0
		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のはか、 窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所(利用開始)時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	・ 乳幼児突然死症候群に対する 注意が不足している。		0
		c 保育室では禁煙を厳守している か。	・ 保育室内で喫煙している。		0

11			評価基準	
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判定
7 健康管理・安全確保	(8) 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童などに対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳効児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	<i>۱</i> ٧°,	B C
		b 職員に対し、安全計画について周 知されているとともに、安全計画に 定める研修及び訓練が定期的に実施 されているか。	・ 職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・ 安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。	0
		c 保護者に対し、安全計画に基づく 取組の内容等について周知されてい るか。	・ 保護者に対し、安全計画に基 づく取組の内容等について周知 されていない。	0
		d 事故防止の観点から、その施設内 の危険な場所、設備等に対して適切 な安全管理を図っているか。	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	0
		e プール活動や水遊びを行う場合は 監視体制の空白が生じないよう専ら 監視を行う者とプール指導等を行う 者を分けて配置し、その役割分担を 明確にしているか。	・ 専ら監視を行う者とプール指 導等を行う者を分けて配置して いない。	0
		f 児童の食事に関する情報や当日の 児童の健康状態を把握し、誤嚥等に よる窒息のリスクとなるものを除去 すること、また、食物アレルギーの ある児童については生活管理指導表 等に基づいて対応しているか。	・ 誤嚥等による窒息のリスクと なるものを除去することや、食 物アレルギーのある児童に配慮 した食事の提供を行っていない。	0
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等 が不用意に保育環境下に置かれてい ないかなどについて、保育室内及び 園庭内の点検を定期的に実施してい るか。	・ 定期的な点検が行われていな い。	0
		h 不審者の立入防止などの対策や、 緊急時における乳幼児の安全を確保 する体制を整備しているか。	・ 囲障はあるが、施錠等が不十 分	0
		i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・ 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	0

			評 価 基 準	
指導 基準	調査事項	調査内容		判定
至毕			評価事項	ВС
7 健康管理・安全確保	(8) 安全確保	j 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する 救命講習を受講し、緊急通報訓練 (119番通報等の訓練)を定期的に 実施しているか。	・ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。	0
		k 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	0
		1 事故発生時には速やかに当該事実 を区に報告しているか。	・ 報告が行われていない。	0
		m 事故の状況及び事故に際して 採った処置について記録している か。	・ 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。	0
		n 死亡事故等の重大事故が発生した 施設については、当該事故と同様の 事故の再発防止策及び事故後の検証 結果を踏まえた措置をとっている か。	・ 死亡事故等の重大事故が発生 した施設において、当該事故と 同様の事故の再発防止策及び事 故後の検証結果を踏まえた措置 がとられていない。	0
		0 園外保育時に複数の保育従事者が 対応しているか。 ※ バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手 の他に1名以上職員が同乗すること が望ましい。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

			評価基準	
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定
8 利用者への情報提供	(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の利用にいて、施者が見やからに、	 全く掲示されていない。 左記a~oの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分 	B C O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
	(2) サービスの利用予定者から申し 込みがあった場合の契約内容等の 説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	適切な説明が行われていない。説明はされているが、内容が不 十分	0
	(3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所文は名称及び所名地。 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育の男幼児に関して契約して収合金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び集携内容の苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	 左記 a ~ h の事項につき、交付内容が不十分 	

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定	
9 備える帳簿	(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。 b 各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)があるか。			<u>C</u>
		c 労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。・労働者名簿(労働基準法第107条)・賃金台帳(労働基準法第108条)・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)			0
	(2) 在籍(利用)乳幼児に関する 書類等の整備	a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の 氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍 (利用)記録並びに契約内容等が確認 できる書類(※)があるか。 ※ 利用契約書、児童票、登園・降園 の記録、出席簿等	いない。 ・ 整備内容が不十分	0	0
	(3) 施設に関する書類等の整備	a 面積が確認できる施設の平面図が あるか。	確認できる書類が備えられていない。内容が不十分	0	0
1 設置者の経営姿勢	(1) 保育に対する姿勢 入所する児童の最善の利益を考慮 し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うため の適切な経営姿勢であること。	保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	経営姿勢である。		0